

様式第4（第8条関係）

和歌山県証紙貼付欄

2,600円

電気工事士免状再交付申請書

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

申請者 氏

住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 印

連絡先Tel

電気工事士法施行令第4条第1項の規定により電気工事士免状の再交付を  
 けたいので、次のとおり申請します。

免 状 の 種 類	第 種電気工事士免状
免 状 の 交 付 番 号	
免 状 の 交 付 年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日
◎再交付を受ける理由	1 免状を汚した。
	2 免状を損じた。
	3 免状を失った。
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ◎印欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- ※印欄には、記入しないこと。
- 汚し、又は損じた免状は、この申請書に添えて返納すること。
- この申請書には、写真（この申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入すること。）2枚を添付すること。
- 失った免状を発見したときは、返納すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所  
氏 名

印

私は、このたびの第 種電気工事士免状再交付申請にあたり、下記のことを誓約します。

## 記

- 1 再交付を受けた免状は、細心の注意をもって保管します。
- 2 失った免状を発見したときは、速やかに和歌山県知事に発見した免状を返却します。

## 電気工事士免状の再交付申請に必要な書類

- 1 免状再交付申請書（様式第4）
- 2 写真 2枚（縦4cm×横3cm、正面上半身、無帽無背景で最近6ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名・生年月日を記入したもの。）
- 3 手数料 2,600円分の和歌山県証紙（現金不可） **\*注1**
- 4 誓約書（免状を紛失した場合）
- 5 免状原本（免状を汚し又は損じた場合は、その免状を申請書に添付してください。）

### ●問合せ先及び送付先 **\*注2**

平成30年度より、電気工事士免状の交付・再交付・書換については、和歌山県電気工事工業組合に委託を開始しました。

申請書類は以下の2つの窓口にて受付けております。

#### ○和歌山県 総務部 危機管理局

危機管理・消防課 消防保安班（南別館3階）

〒640-8585（郵便番号だけでも和歌山県庁に届きます。）

和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL 073-441-2263（直通）

FAX 073-422-7652

#### ○和歌山県電気工事工業組合

〒640-8415

和歌山市岡山丁36番地

TEL 073-424-3292

FAX 073-424-3293

\*注1）和歌山県証紙は、和歌山県の出先機関又は紀陽銀行で購入してください。  
ただし、紀陽銀行の一部の支店では取扱っていない場合があります。  
また、国の収入印紙と間違わないように注意してください。  
和歌山県証紙を購入できる場所は下記の県会計課のホームページで確認できます。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/120100/shoushi/shoushi.html>

\*注2）郵送で申請する場合は、必ず「簡易書留」としてください。

